

平成 29 年 7 月 1 日より 太陽光発電施設の設置には 届出が必要となります

- ※ 建築物の屋上等に設置される太陽光発電施設は除きます。
- ※ 工事着手の 60 日前までに届出を行う必要があります。（5 月 1 日から届出が可能です。）

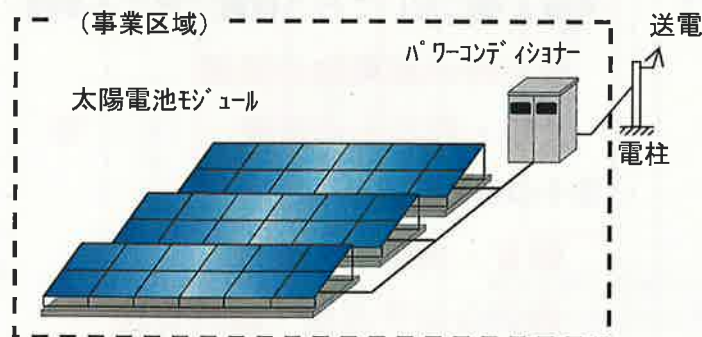
7 月 1 日から兵庫県内に設置する太陽光発電施設（建築物の屋上等に設置されるものを除く。）については「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に規定する基準への適合が必要となります。

また、事業区域の面積が 5,000 m²以上の設置工事等については、近隣関係者へ説明の上、工事着手の 60 日前までに事業計画の届出が必要となります。

＜届出の対象となる太陽光発電施設＞

平成 29 年 7 月 1 日以降に工事着手する
事業区域の面積が 5,000 m²以上の太陽光発電施設の設置工事等

（太陽光発電施設のイメージ）



太陽光発電施設の設置例



＜太陽光発電施設の設置を予定されている事業者のみなさまへ＞

7 月 1 日以降に太陽光発電施設の設置工事等をされる場合には事業計画の届出が必要となります。具体的手順や施設基準の内容については、裏面の【相談・問合せ窓口】までお問合せください。（事前協議も受け付けています。）

なお、施設の設置には、他の法令・条例等の手続が必要となる場合がありますのでご注意ください。

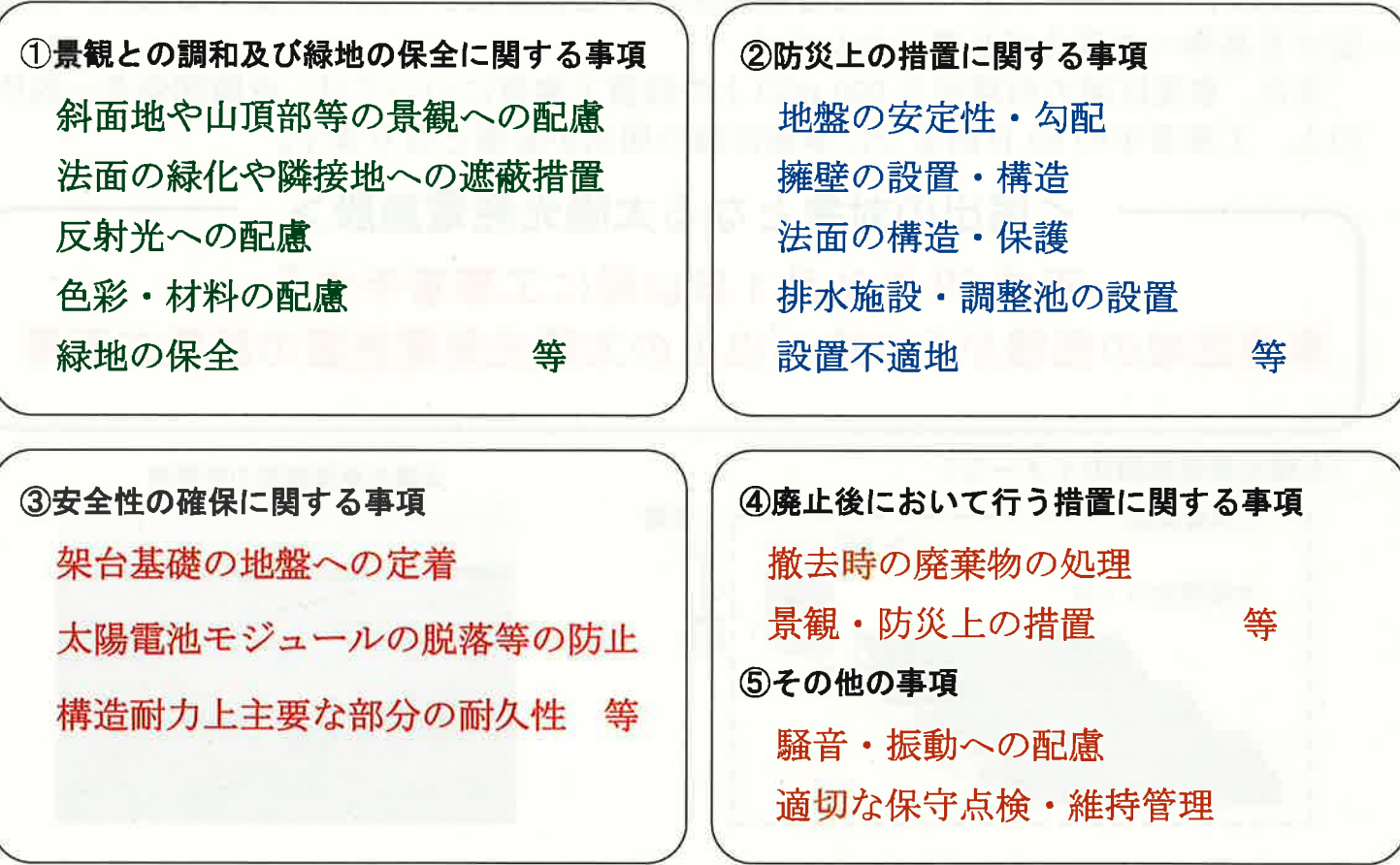
1 条例制定の背景・目的

これまで県では、第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画(H26.3)に基づき、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進してきましたが、太陽光発電施設等の普及に伴い、建築基準法、都市計画法等の適用を受けない太陽光発電施設等については、様々な問題等が顕在化しています。

- 景観・眺望の障害
○土地の形質変更に伴う防災機能の低下
- 太陽光パネルの反射光による住環境の悪化
○設置計画の近隣への説明不足 等

太陽光発電施設等が景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設等の設置等に関して必要な事項を定めることで、太陽光発電施設等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的に条例を制定しました。

2 太陽光発電施設の設置等に関する基準（施設基準）



3 住民との調整

- 事業計画の届出の前に、以下の全ての近隣関係者への説明が必要です。
- 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
 - ①の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
 - 地元自治会等に所属する関係住民
 - その他、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

4 届出対象

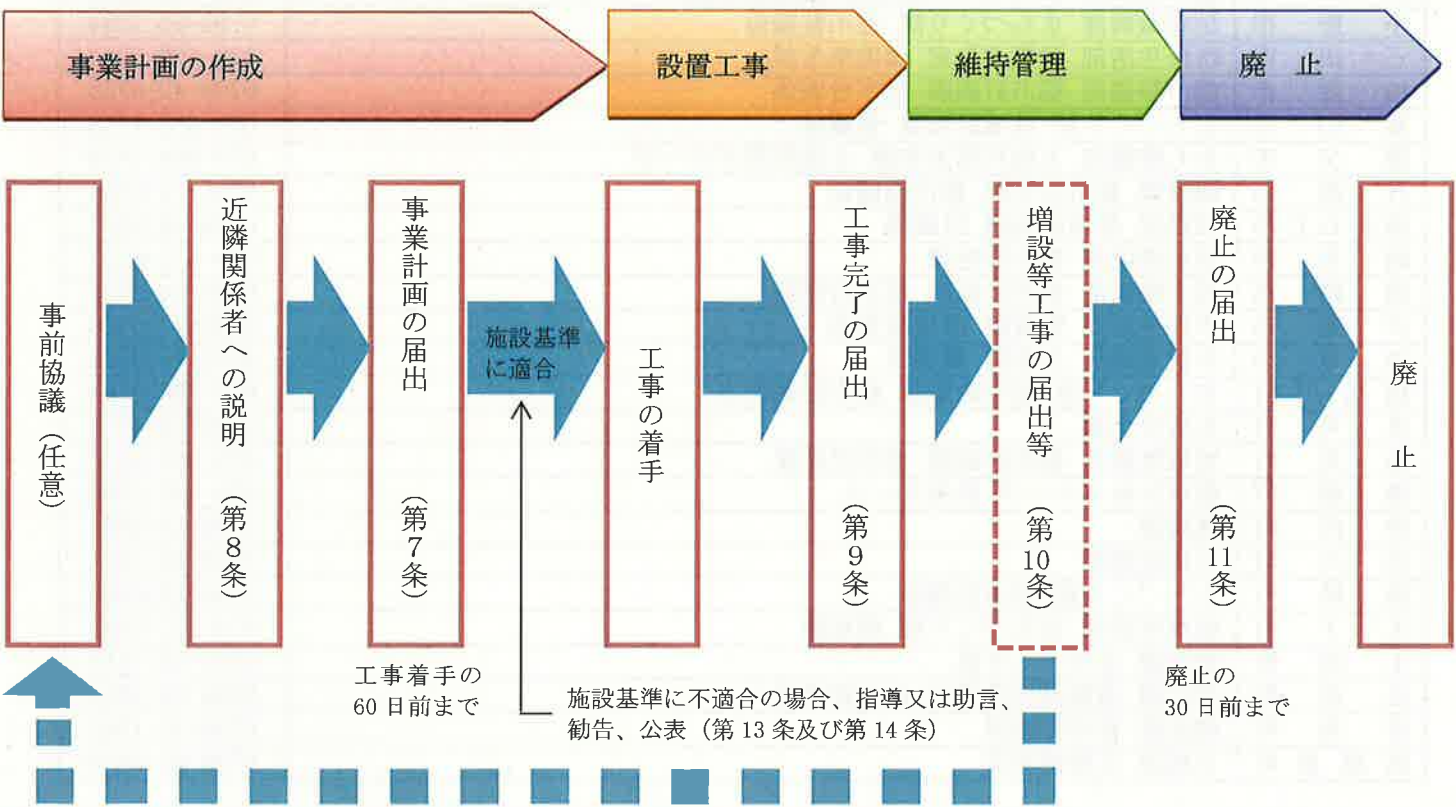
- ・事業区域の面積が5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事等(※)について適用
- 太陽光発電施設等と地域環境との調和を特に図る必要があると認める区域については、関係市町の意見を聴いて、適用を受ける事業区域の面積の下限を1,000㎡以上5,000㎡未満の範囲内で別途指定可能（平成29年4月時点では指定はありません。）

※設置工事等：設置工事及び増設等工事（一定規模以上の増設、改造、事業区域の拡張等）をいい、これらの工事に伴う樹木の伐採や造成工事を含む。

5 施行期日

- ・平成29年7月1日（一部の規定は同年5月1日）
- ※平成29年7月1日以後に着手する太陽光発電施設の設置工事等が届出の対象（事業計画の届出は同年5月1日から受付を開始します。）

6 設置工事等の届出等の標準的な流れ



7 報告の徴収等

- 報告の徴収** 条例の施行に関し必要があると認める場合は、報告を求め、必要に応じて、指導等を行うことができる。
- 指導又は助言** 事業計画の届出等の際、施設基準に適合しないと認める場合は、指導又は助言を行うことができる。
- 勧告及び公表** 上記の指導に正当な理由なく従わない場合、勧告及び公表を行うことができる。
- 罰則** 事業計画の届出等をせず、又は虚偽の届出等を行った場合、5万円以下の罰金に処する。

8 届出の提出窓口及び相談窓口

【届出の提出窓口】

太陽光発電施設を設置する事業区域の所在地の市町窓口へ提出してください。

市 町	提出窓口	電話番号
神戸市	(調整中)	(調整中)
姫路市	都市局 まちづくり推進部 まちづくり指導課 宅造・開発協議担当	079-221-2529
尼崎市	経済環境局 環境創造課	06-6489-6301
明石市	都市局 住宅・建築室 開発審査課 調整係 市民生活局 環境室 環境総務課 計画係	078-918-5087 078-918-5030
西宮市	環境局 環境総括室 環境・エネルギー推進課 エネルギー施策推進チーム	0798-35-3818
洲本市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-24-7611
芦屋市	都市建設部 建築指導課 開発指導係	0797-38-2071
伊丹市	都市活力部 都市整備室 都市計画課	072-784-8066
相生市	市民生活部 環境課 管理係	0791-23-7131
豊岡市	都市整備部 都市整備課 景観政策係	0796-23-1712
加古川市	都市計画部 開発指導課 開発指導係	079-427-9261
たつの市	市民生活部 環境課 生活環境係	0791-64-3150
赤穂市	市民部 環境課 環境係	0791-43-6821
西脇市	都市整備部 都市住宅課 建築担当	0795-22-3111
宝塚市	環境部 環境室 地域エネルギー課	0797-77-2361
三木市	まちづくり部 建築住宅課 指導グループ	0794-82-2000
高砂市	まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課 まちづくり係	079-443-9033
川西市	都市政策部 まちづくり指導室 開発指導課	072-740-1204
小野市	地域振興部 まちづくり課 都市整備係	0794-63-1884
三田市	市民生活部 環境共生室 環境衛生課	079-559-5080
加西市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0790-42-8753
篠山市	まちづくり部 地域計画課 景観室	079-552-1118
養父市	まち整備部 土地利用未来課 土地利用グループ	079-664-1410
丹波市	建設部 都市住宅課 都市整備係	0795-74-2364
南あわじ市	建設部 都市計画課 計画係	0799-43-5227
朝来市	都市環境部 都市開発課	079-672-6127
淡路市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	0799-64-2533
宍粟市	市民生活部 環境課 環境政策係	0790-63-3506
加東市	市民生活部 生活課 環境係	0795-43-0502
猪名川町	まちづくり部 都市政策課 都市計画担当	072-766-8704
多可町	生活安全課	0795-32-4777
稲美町	地域整備部 都市計画課 都市計画係	079-492-9143
播磨町	都市計画グループ 計画チーム	079-435-2366
神河町	建設課	0790-34-0964
市川町	住民税務課	0790-26-1011
福崎町	まちづくり課 都市計画係	0790-22-0560
太子町	経済建設部 まちづくり課 建築係	079-277-5992
上郡町	建設課 まちづくり係	0791-52-1117
佐用町	建設課 道路河川管理室 計画推進係	0790-82-2019
香美町	建設課 都市整備係	0796-36-1961
新温泉町	企画課 広報情報係	0796-82-5624

【相談・問合せ窓口】

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課 開発指導班

神戸市中央区下山手通5丁目 10 番 1 号 兵庫県庁 1 号館 11 階

TEL : 078-362-3646 FAX : 078-362-4456

※詳細は下記 HP をご覧ください。

HP : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html>



兵庫県
Hyogo Prefecture